

常任委員会 活動報告

総務 文教

部制は暫定、
更なる改革を！

◆職員意識改革と研修を求む

12月定例会では機構改革のための「佐渡市行政組織条例の制定」、「佐渡市収入役の事務の兼掌に関する条例」等、追加提案の議案も含め16議案と請願2件を審議しました。

機構改革は来年4月から部制（6部）を導入して政策実行の権限を委譲し、行政運営の明確化・効率化を推し進めるとともに、住民窓口機能を強化し、地域振興に重きを置いて地域特性の活かせる組織に再編するために提案されま

した。

委員会では「改革は必要であるが屋上屋を架すこととならないように」との意見や「職員研修などで人材育成を図るように」等の意見を付して、賛成多数で可決すべきであると決定しました。

また、補正予算に残業手当の増額がありましたので、行政コストの削減と職員の意識改革を求める意見を付して可決すべきであると決しました。

厚生

当委員会への付託案件のうち条例の一部改正3件（介護手当支給条例、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、病院事業の設置等に関する条例）、特別会計補正予算3件（国民健康保険、介護保険、歌代の里）については、いずれも原案どおり可決となりました。

請願・陳情は継続審査となりました。

病床数を減に

相川病院の療養病床数を、60床から58床に減らすことは、

病室環境を改善し、「療養病棟療養環境加算」と「特殊疾患入院施設管理加算」を取得でき、入院利益の伸びにつながるものであります。

市長直轄の管理に

総務文教委員会に付託された「佐渡市行政組織条例の制定」のうち当委員会に関わるものについて次の意見を付しました。

〔意見〕

両津病院・相川病院及びすこやか両津を保健医療課の所管としているところであるが、このことは、当該施設の経営と運営に支障をきたすことになると思料するので、当該施設を市長の直轄とし、あわせて関係例規についても精査されるよう申し入れる。